

石川県公報

令和7年3月31日(月曜日)

号 外

(第25号)

目 次

公安委員会		内水面漁場管理委員会	
○石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則	1	○石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	2
○情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等の一部改正	1	収用委員会	
海区漁業調整委員会		○石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	2
○石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程の一部改正	1		

公 安 委 員 会

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和七年三月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第三号

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部を改正する規則

石川県公安委員会等が所管する手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成二十年石川県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

第八条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を名む。）」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

石川県公安委員会告示第31号

情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等（令和3年石川県公安委員会告示第32号）の一部を次のように改正し、令和7年4月1日から施行する。

令和7年3月31日

石 川 県 公 安 委 員 会

申請等の表自動車の保管場所の確保等に関する法律施行規則（平成3年国家公安委員会規則第1号）の項を削る。

海 区 漁 業 調 整 委 員 会

石川海区漁業調整委員会規程第1号

石川海区漁業調整委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程（平成20年石川海区漁業調整委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

第8条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を
「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

内水面漁場管理委員会

石川県内水面漁場管理委員会規程第1号

石川県内水面漁場管理委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条
例施行規程（平成20年石川県内水面漁場管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石川県内水面漁場管理委員会

第8条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を
「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。

収 用 委 員 会

石川県収用委員会規程第1号

石川県収用委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規程
（平成20年石川県収用委員会規程第1号）の一部を次のように改正する。

令和7年3月31日

石 川 県 収 用 委 員 会

第8条中「磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）を
「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この規程は、公表の日から施行する。